

「大垣市ＩＴエキスパート育成特区」に関する協定書

大垣市（以下「甲」という。）と株式会社日立システムアンドサービス（以下「乙」という。）は、高度情報都市づくりを担うＩＴ（情報通信技術）分野の人材育成と地域経済の活性化を目指す「大垣市ＩＴエキスパート育成特区計画（平成17年11月22日内閣総理大臣認定。平成18年11月16日内閣総理大臣変更認定）」の推進に当たり、次の事項について協定する。

第1条 甲は、「大垣市ＩＴエキスパート育成特区」計画を推進するものとする。

第2条 乙は、「大垣市ＩＴエキスパート育成特区」計画に基づき、次の特定事業を実施するものとする。

（1）修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

（2）修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

第3条 甲は、乙が実施する前条の特定事業を広報・宣伝するなど、乙の事業を積極的に支援するものとする。

第4条 本協定書に定めのない事項又は本協定書に疑義が生じた場合については、甲及び乙は、誠意をもって協議約定のうえ履行するものとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、それぞれ署名のうえ1通を保有する。

平成19年1月29日

甲 大垣市丸の内2-29
大垣市長

い・ま・故

乙 名古屋市中区栄3-10-22
株式会社日立システムアンドサービス
執行役専務 中部支社長

奥村謙